

串間市

第2期子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

概要版



串間市
第2期子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月 発行

● 編集・発行／串間市福祉事務所こども政策係 ●
〒888-0001 宮崎県串間市大字西方9365-8
TEL0987-72-1123／FAX0987-72-0310



地域で子育てを応援し
子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間

令和2年3月
串間市

I 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

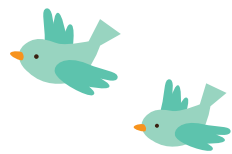
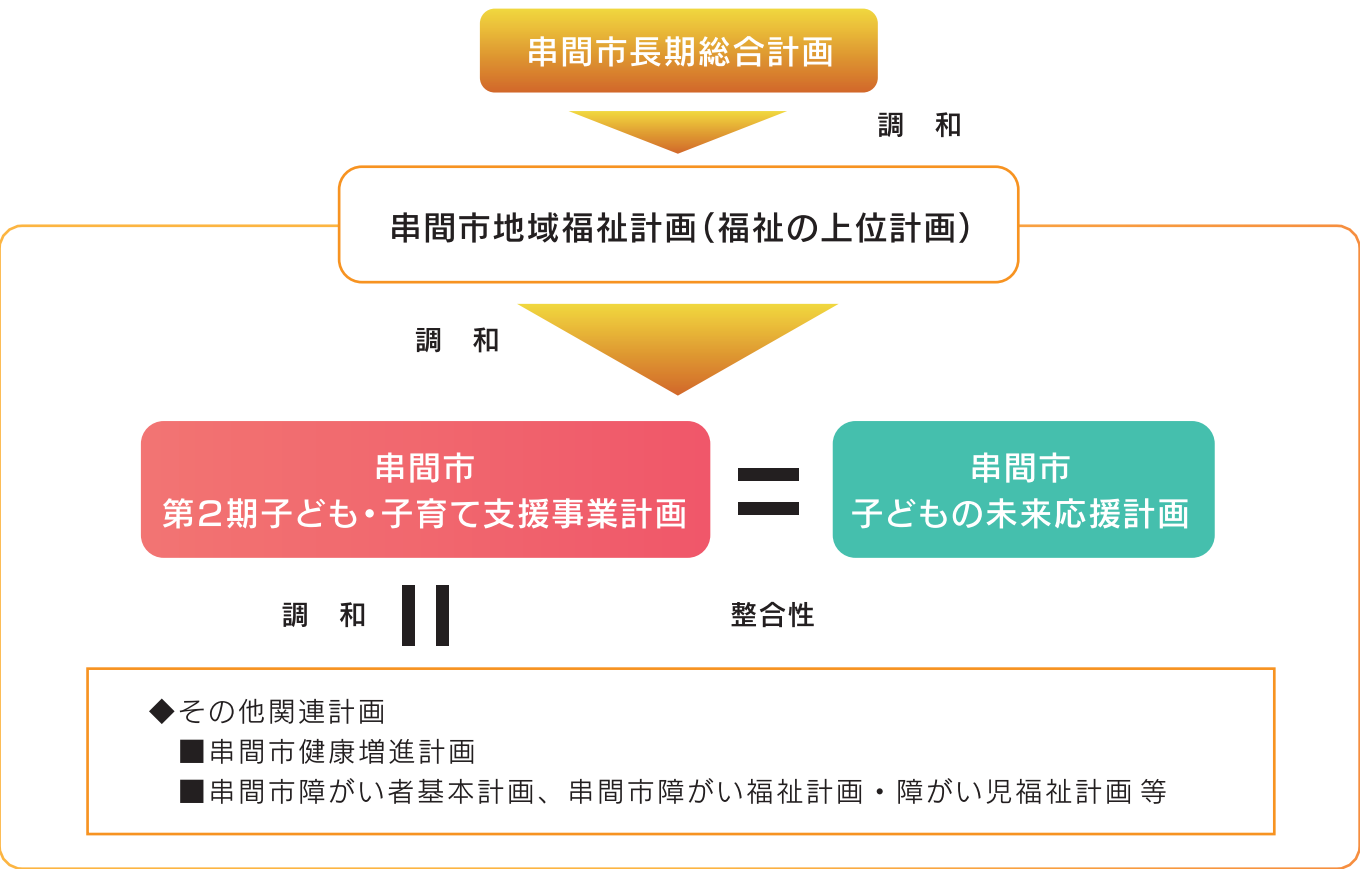
本市では、現行計画である「子ども・子育て支援事業計画」において、令和元年度が計画期間の最終年度となることから、「子ども・子育て支援法の一部改正」や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定します。

なお、「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの5年間の事業成果や課題、新たに求められる政策及び近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえ、第1期計画の基本理念及び施策の方向性を継承し、策定するものです。

2 計画の位置づけ

第2期計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

なお、第2期計画は「串間市長期総合計画」を最上位計画とし、福祉計画の上位計画に位置づけられる「串間市地域福祉計画」や計画の対象者が本計画と同じ「串間市子どもの未来応援計画」と整合性を図るとともに、「串間市健康増進計画」、「串間市障がい者基本計画」、「串間市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。



3 計画期間

第2期子ども・子育て支援事業計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、需要量の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間										
平成 22年度～26年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
串間市 次世代育成 支援行動計画 (後期計画)	第1期計画					第2期計画				
			中間 見直し					必要に 応じて 見直し		

4 計画の対象

本計画は、串間市に居住するすべての子ども(0歳から18歳)、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟に対応していきます。



Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

我が国においては、少子化の進行とともに、地域のつながりの希薄化、共働き家庭・核家族化の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の環境はめまぐるしく変化しています。このような子育て環境の中で、不安感や負担感、孤立感を感じながら日常生活を送っている親が、少しでも安心して生活できるよう支援することは、串間市の将来の活力向上につながっていきます。

本計画では、次世代育成支援対策推進法第3条で明記されている「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下、これからも子どもや子育て家庭を地域全体であたたかく見守り、支えながら、子どもが健やかに育ち、親自身が子育ての喜びを感じることができるよう串間市を目指します。そのため第1期計画の基本理念を継承し、以下の通り基本理念を掲げます。

■ 基本理念 ■

地域で子育てを応援し
子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間

2 基本的視点

基本的視点1 子どもの最善の利益の実現

子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。また、子どもは、その年齢や心身の状態、家庭環境等によって必要とされる支援も変わってきます。

このことから、子どもの視点に立ち、すべての子どもが健やかに成長できるように取り組みます。

基本的視点2 子育ての基本は家庭

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、父母をはじめとした保護者が責任をもって子育てできるように、親としての成長を支援することです。保護者の子育てに対する負担や不安を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援していきます。

基本的視点3 地域社会全体で子育て支援

子どもは、父母をはじめとした保護者が責任をもって子育てするものですが、保護者のみならず、地域の人々が子育て支援や見守りへの参加等地域社会全体で子育てしていく環境が必要です。子どもは、これからの串間市の未来を担う大切な宝です。子どもの健やかな成長を願って、地域及び社会全体が、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることが必要です。

3 基本目標

基本目標1 すべての子どもを大切にし、子どもが健やかに成長できるまちづくり

生まれてくる子どもが健やかに育つことは親の願いであり、子どもの当然の権利でもあります。子どもが自分らしく生きていくためには、障がい、疾病、虐待、家族の状況等の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもを含むすべての子どもとすべての子育て家庭に対して切れ目のない支援をしていくことが必要です。子ども自身、子育て家庭両面から支援することで、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指します。

■取組方針1 子育てに対する経済的支援

■取組方針2 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

■取組方針3 虐待防止・虐待対応のための取組の推進

基本目標2 多様な子育て支援を量・質両面にわたり充実するまちづくり

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、病児保育などの保育サービスの提供を図り、子育てと仕事の両立支援のための体制整備に努め、安心して子育てしやすい環境づくりを推進します。また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させることを目指します。

■取組方針4 多様な保育サービスの提供

■取組方針5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

安心して出産を迎えるために、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など役立つ情報の提供を行い、出産後も、子どもの発育・健康状態を定期的に確認し、子どもの健康に関する様々な情報提供の充実を図ることで妊娠・出産から切れ目のない子育て支援を行います。また、ひとり親家庭については、経済的に厳しい家庭が多い傾向にあることから、就業支援を充実させ、子育てと仕事が両立できるように関係機関が連携して子育て・生活支援に取り組みます。

■取組方針6 妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実

■取組方針7 ひとり親家庭等の自立支援

基本目標4 地域や社会が親子に寄り添うまちづくり

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについての責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長の実現を社会全体の目的として共有する必要があります。そのために、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めつつ、それぞれの役割を果たすことが重要です。地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちに寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びを感じることができ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指します。

■取組方針8 安心・安全な子どもの居場所づくり

■取組方針9 子ども・子育てに関する情報の共有化

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	10,536人	10,128人	8,988人	8,436人	7,824人
確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

(2) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) ◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度					
現在、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、今後もニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。					

(3) -1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) (年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	9,424人	8,664人	8,664人	8,360人	8,056人
1号認定	9,424人	8,664人	8,664人	8,360人	8,056人
2号認定	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	9,450人	8,700人	8,700人	8,400人	8,100人

(3) -2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外) (年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	1,018人	956人	909人	861人	816人
確保方策	1,020人	960人	910人	870人	820人

(4) 時間外保育事業(延長保育) (利用人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	156人	147人	140人	132人	125人
確保方策	保育事業	160人	150人	140人	130人
	実施箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所

(5) 病児保育事業 (年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	352人	331人	315人	298人	283人
確保方策	885人	885人	885人	885人	885人

(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (利用人数)

下 学 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	198人	190人	180人	176人	162人
確保方策	保育事業	200人	200人	190人	170人
	実施箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所

上 学 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	16人	18人	16人	17人	17人
確保方策	保育事業	20人	20人	20人	20人
	実施箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

(7) 妊婦健康診査 (対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	107人	101人	93人	88人	81人
確保方策	107人	101人	93人	88人	81人

(8) 乳児家庭全戸訪問事業 (対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	107人	101人	93人	88人	81人
確保方策	107人	101人	93人	88人	81人

(9) 養育支援訪問事業 (対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	140人	140人	140人	140人	140人
確保方策	140人	140人	140人	140人	140人

(10) 子育て短期支援事業(ショートステイ) ◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度					
ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。					

(11) 利用者支援事業 ◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度					
地域子育て支援拠点事業及び子育て世代包括支援センターにおいて実施します。					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度					
ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。					

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度					
ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。					

Ⅳ 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。毎年度、串間市子ども・子育て支援推進委員会において、個別事業の進捗状況(アウトプット)と計画全体の成果(アウトカム)で点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。